

減損会計の導入

1 減損会計を導入する目的

○ 固定資産形成に伴う将来世代の負担（負債）と受益（資産）の適切な評価を促進し、資産の有効活用に資するため、減損会計を導入する。

これにより、固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び自治体の業務運営状況を明らかにする。

2 減損の定義

○ 固定資産の減損とは、固定資産に期待される行政サービス提供能力が当該資産の取得時に想定された行政サービス提供能力に比べて著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

3 減損のステップ

固定資産の減損は次のステップにより行なう。

ステップ①【減損の兆候】

固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）があるかどうかを確認しなければならない。減損の兆候とは、減損処理取扱要領第4条第2項に掲げる事象をいう。



ステップ②【減損の認識】

減損の兆候を確認した結果、減損の兆候が有る場合には、減損処理取扱要領第5条第1項第1号もしくは第2号に該当するかを判定し、該当するときは、減損を認識しなければならない。



ステップ③【減損額の測定】

減損が認識された当該資産について、減損処理取扱要領第6条第1号及び第2号に掲げる区分に応じて処理するものとする。